

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（国土交通省）

<p>制 度 名</p>	<p>同意保留地に係る譲渡所得の 1,500 万円特別控除制度の廃止</p>				
<p>税目（条文番号）</p>	<p>所得税、法人税（租税特別措置法第 34 条の 2 第 2 項二十号の一部、第 65 条の 4 第 1 項二十号の一部）</p>				
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>土地等につき、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法等にかかる同意保留地に対応する部分の譲渡があったとき、長期所得と短期所得のいずれも 1,500 万円の特別控除をする措置を廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="874 887 1489 981"> <tr> <td data-bbox="874 887 1222 981"> <p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1222 887 1489 981"> <p>+42.8 百万円 （-百万円）</p> </td> </tr> </table>			<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>+42.8 百万円 （-百万円）</p>
<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>+42.8 百万円 （-百万円）</p>				
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<p>当該特例措置は、各法律に定められた公共性の高い施設（公営住宅、公益的施設等）の敷地を土地区画整理事業の同意保留地として捻出した場合に適用されるものであるが、当該施設は公共団体等の通常の用地取得等によって整備される傾向がある。</p> <p>こうした状況に鑑みると、当該特例措置が政策目的の実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難く、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に従って、本措置を廃止することとしたい。</p>				